

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和7年1月17日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア イオンリテール株式会社

イ 株式会社ワークマン

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関ショッピングセンター 一関市狐禅寺字石ノ瀬95番地1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(4) 変更する年月日 令和7年10月31日

(5) 変更の理由

ア 設置者の追加のため

イ 小売業者の追加のため

2 届出年月日 令和6年12月20日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所